

品川区永年継続事業所顕彰事務取扱要綱

制定 平成27年7月31日 区長決定 要綱第456号
改正 平成28年1月25日 区長決定 要綱第27号
改正 平成28年7月15日 区長決定 要綱第222号

(目的)

第1条 この要綱は、永年にわたり事業を継続している区内事業所の区内産業および地域コミュニティ等への貢献ならびに永年の努力に対し、敬意を表し顕彰することにより、区内での事業継続を支援し、もって、区内産業および地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(顕彰候補事業所の要件)

第2条 品川区永年継続事業所顕彰候補事業所（以下「顕彰候補事業所」という。）は、次の各号に定める要件のすべてに該当する事業所とする。

- (1) 基準日現在、区内で事業を営んでいる事業所。
- (2) 基準日現在、区内に本店または主たる事業所を有する事業所。
- (3) 基準日現在、100年以上事業を継続している事業所。
- (4) 前号のうち、区内での事業継続年数が通算して70年以上の事業所。

※ただし、区内での事業継続年数については、昭和22年以前の荏原区等（現在の品川区の区域内）での事業継続期間を含む。

- (5) 商工会議所、商店街連合会、産業協会、各技能職団体、その他これに準ずる団体から推薦を受けている等、区の産業または地域コミュニティへの功績、貢献が顕著で、他の事業所の模範となっていること。
 - (6) この要綱に基づく顕彰を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める場合は、顕彰候補事業所とすることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業所については、顕彰候補事業所から除外する。
- (1) 法令または公序良俗に反するおそれのある事業所
 - (2) 前号に掲げるもののほか、顕彰することが不相当と認められる事業所

(年数等の基準日)

第3条 前条第1項の要件に係る年数等の基準日は、毎年10月1日とする。

(審査会設置)

第4条 顕彰の可否を判断するため、品川区永年継続事業所顕彰審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、第2条に定める要件に該当する顕彰候補事業所について調査審議し、その結果を区長に報告する。
- 3 審査会の運営その他について必要な事項は別に定める。

(顕彰事業所の決定)

第5条 区長は、審査会の審議結果に基づき顕彰事業所を決定する。

(顕彰方法)

第6条 顕彰の方法は、褒状および記念品等を贈呈して行う。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年1月25日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年7月15日から適用する。